

官 報 (号 外)

一部を改正する法律
雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律
平成十一年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律
法人税法等の一部を改正する法律
租税特別措置法等の一部を改正する法律
平成三十一年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律
内閣総理大臣 橋本龍太郎
内閣総理大臣 橋本龍太郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
私は、平成十一年四月一日(木)午前八時羽田空港発、四月五日(日)午後一時五分同空港着の予定で、連合王国訪問のため出張しますので、御通知いたします。
(報告書受領)
一、去る一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の報告書を受領した。
内閣自第二六号
平成十一年四月一日
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
衆議院東京都第四区選出議員補欠選挙における当選人について
平成十一年三月二十九日執行の衆議院東京都第
四区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙とのおり自治大臣から報告があつたので、公職選挙法第八百八条第二項の規定により報告する。

選舉期日	平成十三年三月二十九日
當選年月日	平成十三年三月二十九日
當選訃告示年月日	平成十年四月一日
全候補者の得票総數	一四六、一三四四票
法定得票数	二四、三五五・六六六票
當選票數	鈴木栄治
當選票數	五〇、二四二票
職業	東京都大田区東矢口二丁目一六番一二号
届出政党等の名称	自由民主党
生年月日	昭和二十四年十一月十六日
政党役員	
(政府委員承認)	
一、去る三月三十一日、伊藤議長は、橋本内閣總理大臣申し出の次の者を、第百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。	
文部大臣官房総務審議官 文部省生涯學習局長 海上保安庁次長	資源エネルギー 府長官事務代理 太田信一郎 皇室經濟主管 斎藤恒孝 高為重 富岡賢治 正純
氣象廳長官 海上保安庁次長	瀧川雄壯 長光
内閣官房内閣外政審議室長事務代理 政務課室長事務代理	門司健次郎
外務省アジア局長事務代理 外務省經濟局長事務代理	近藤誠一

（政府委員任命）
一、去る三月三十一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、三十一日議長において承認した太田信一郎を、同日第百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
二、去る一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、一日議長において承認した斎藤恒孝外四名を、同日第百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、昨日二日、村岡内閣総理大臣臨時代理から伊藤議長あて、二日議長において承認した門司健次郎外二名を、同日第百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
（政府委員解任）
一、去る三月三十一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日（資源エネルギー庁長官）稻川泰弘の第百四十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。
一、昨一日、村岡内閣総理大臣臨時代理から伊藤議長あて、同日（内閣官房内閣外政審議室長）登誠一郎（外務省アジア局長）阿南惟茂及び（外務省經濟局長）大島正太郎の第百四十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。
（政府委員退任）
一、去る一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の 官職名	氏名	異動後の 官職名	年月日
官房総務 審議官	富岡 賢治	文部省生 涯学習局 長	文部省生 涯学習局 同
文部大臣	角田 素文	官房内庁書 記官	官房内庁書 記官
主官	陵部長	平十郎	平十郎

(当選証書対照)	海上保安 府次長 田口 弘明 (同) 同
気象庁長 小野 優行 (同) 同	東京都第四区における補欠選挙の結果当選し た議員鈴木栄治君に対し、去る一日当選証書の 対照を終わった。
(応召議員)	一、去る一日、召集に応じた議員は、次のとおり である。
小選挙区選出	東京都第四区 鈴木 栄治君
(議席指定)	一、去る一日、衆議院規則第十四条により、議長 において議席を次のとおり指定した。
理事 東 順治君 (理事坂口力君去る一日 委員辞任につきその補欠)	二三〇 森田 健作君
(常任委員辞任及び補欠選任)	一、去る三月三十一日、議長において、次のとお り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し た。
法務委員	
辞任 権藤 恒夫君	補欠
厚生委員 中川 智子君	連壇
辻元 清美君	拓也君
農林水産委員 石破 茂君	補欠
木部 佳昭君	辻元 清美君
辻元 清美君	中川 智子君
辻元 清美君	岩永 峰一君
辻元 清美君	稻葉 大和君

(試験研究機関の協力等)

第七条 機構は、第四条第一号に掲げる業務に関する事務に對して、必要な助言及び協力を求めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(文部省設置法の一部改正)

第三条 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中第二百四号を第二百五号とし、第二百三号の次に次の二号を加える。

百四 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律

(平成十年法律第二百五十三号)

事務で所掌に属するものを処理すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第六条 中第二百四号を第二百五号とし、第二百三号の次に次の二号を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

連技術に関する研究開発の推進に関する法律

(律(平成十年法律第二百三号))

の次に次の二号を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第四十の二 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律

(律(平成十年法律第二百三号))

の次に次の二号を加える。

(郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号))

第四条中第二百四号を第二百五十五号とし、第二百五十三号の次に次の二号を加える。

(七十一 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律)

技術に関する研究開発の推進に関する法律

(平成十年法律第二百三号)の施行に関する

こと。

第五条中第二百二十九号の二十七を第二百二十九号の二十八とし、第二百二十九号の二十三から第二百二十九号の二十六までを一号ずつ繰り下げ、第二百二十九号の二十一の次に次の二号を加える。

二十八とし、第二百二十九号の二十三から第二百二十九号の二十六までを一号ずつ繰り下げ、第二百二十九号の二十一の次に次の二号を加える。

二十九の二十三 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の定めるところに従い、基本方針を定めること。

第六条第五項中「第七十五号」を「第七十六号」に改め、同条第六項中「第七十一号」を「第七十二号」に、「第七十四号及び第七十五号」を「第七十五号及び第七十六号」に改め、同条第八項中「第七十六号」を「第七十七号」に改める。

1 目的

この法律は、通信・放送機器(以下「機器」という。)に、特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発

の規定に基づいてなされる無線局に係る免許の申請、届出その他の手続に係る事務

(4の(1)の(7)において「無線局免許関係行政事務」という。)を円滑に処理するための機

進を図り、もって高度情報通信社会の構築に資することを目的とする。

2 定義

この法律において「特定公共電気通信システム」とは、国又は地方公共団体の業務その他公共性を有する業務の用に供する電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)のうち、次に掲げる機能のうちいずれか一の機能を有するものであつて、これらの業務の利便性を効果的に高めるものをいう。

この法律において「特定公共電気通信システム」とは、国又は地方公共団体の業務その他公共性を有する業務の用に供する電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)のうち、次に掲げる機能のうちいずれか一の機能を有するものであつて、これら

3 基本方針

主務大臣は、特定公共電気通信システムの開発を促進するため、機器に行わせる4の業務について、その実施のための基本方針を定め、これを機器に指示するとともに、公表しなければならないものとする。

4 能力

機器の行う特定公共電気通信システムの開発に必要な技術に関する研究開発の業務

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

5 開発

機器の行う特定公共電気通信システムの開発に必要な技術に関する研究開発と(2)から(7)までに掲げる技術に関する研究開発と

6 研究開発

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

7 事務

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

8 開発

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

9 事務

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

10 事務

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

11 事務

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

12 事務

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

13 事務

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

14 事務

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

15 事務

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

16 事務

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

17 事務

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

18 事務

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

19 事務

機器は、通信・放送機器法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機器法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

省令、運輸省令で定めるものを提供するための機能
この法律は、通信・放送機器(以下「機器」という。)に、特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施等の業務を行わせるたために必要な施設において、携帯して使用するための無線設備を用いて、高齢者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けける者(4の(1)の(5)において「高齢者、身体障害者等」という。)に、運送サービスを円滑に利用するために必要となる情報をあつて郵政
郵便物の特殊取扱とすること。
郵便事業の技術のうち特殊取扱とすること。
郵便物の処理に関するもの。

官報(号外)

本庁の機関又は部隊等の長その他の政令で定める官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く)を採用することができる。

一 研究素養等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へしして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務(技術的研究本部その他の防衛庁本庁の機関又は部隊等において行う試験研究に関する業務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に従事させる場合

二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者(この号の規定又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第三条第一項第二号の規定によりかつて任期を定めて採用された隊員の任期が五年に満たない場合にあつては採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された隊員の任期が三年に満たない場合(前条第二項の長官の承認を得て任期が定められた場合を除く。)にあつては採用した日から三年、当該隊員のうち同項の長官の承認を得て任期が定められた隊員の任期が五年に満たない場合にあつては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

三 任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、長官の承認を得なければならない。

4 任命権者は、第一項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、長官の定めることにより定めた採用計画に基づいてしなければならない。この場合において、当該採用計画には、その対象となる研究業務及び選考の手続を定めるものとする。

第五十六条の三 前条第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える任期を定める必要があると認める場合は、長官の承認を得て、七年(特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあっては、十年)を超えない範囲内で任期を定めることができる。

2 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年(研究業務の性質上特に必要がある場合で、長官の承認を得たときは、五年)を超えない範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により任期を定めて隊員を採用する場合には、当該隊員にその任期を明示しなければならない。

第三十六条の四 任命権者は、第三十六条の二第一項第一号の規定により任期を定めて採用された隊員の任期が五年に満たない場合にあつては採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された隊員の任期が三年に満たない場合(前条第二項の長官の承認を得て任期が定められた場合を除く。)にあつては採用した日から三年、当該隊員のうち同項の長官の承認を得て任期が定められた隊員の任期が五年に満たない場合にあつては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、事務官等のうち自衛隊法第三十六条の二第一項第一号の規定により任期を加える。

第四十四条の三 第一条中「第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)」を「任命権者」に改める。

第七十五条の二 第二項中「千三百七十三人」を「三千三百七十九人」に改める。

第一百条の二 第二項中「自衛隊の学校」を「防衛庁設置法第二十八条の三に規定する機関若しくは自衛隊の学校」に改め、同条中第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

3 長官は、第一項の規定により教育訓練を受ける外国人に対し、その委託者が開発途上にある海外の地域の政府である場合において、特に必要があると認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該教育訓練の履修を支援するための給付金を支給することができる。

第三十七条から第九条までを次のように改める。

第七条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の俸給月額は、その者が従事する研究

別表第一中 方面隊及び師団の名称

方面監部及び師団司令部

第十三師団 第十三師団司令部 を 第十三旅団 第十三旅団司令部 に改め。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第一百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、事務官等のうち自衛隊法第三十六条の二第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第一号任期付研究員」という。)には一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例により任期を定めて採用された職員(以下「第二号任期付研究員」という。)には一般職の任期付研究員法(平成九年法律第六十五号)以下「一般職任期付研究員法」という。)第六条第一項の俸給表に定める額の俸給を、事務官等に関する法律(平成九年法律第六十五号)以下のうち自衛隊法第三十六条の二第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第三号任期付研究員」という。)には一般職の任期付研究員法(平成九年法律第六十五号)以下「一般職任期付研究員法」という。)第六条第一項の俸給表に定める額の俸給を支給する。

4 長官は、第一号任期付研究員について、特別の事情により一般職任期付研究員法第六条第一項の俸給表に掲げる俸給月額により難いときは、第四条第三項及び前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を得て、かつ、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額をえた額のいずれかに相当する額とすることができる。ただし、一般職給与法別表第九の十二号俸の額を超えることはできない。

第八条及び第九条 削除

第十四条第二項中「指定職俸給表」とあるのは「同法第六条」を「以下「特定管理職員」とあるのは自衛隊法(昭和二十九年法律第六百六十五号)第三十六条の二第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と「指定職俸給表」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第六条」に改め、同条第一項中「受け取る職員」の下に「並びに第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員」を加える。

第七条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の俸給月額は、その者が従事する研究

第十八条の三の次に次の二条を加える。

第十八条の四 第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家

平成十年四月三日 衆議院会議録第二十五号 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

九

公務員の例により、任期付研究員業績手当を支給することができる。

第二十二条の二に次の二項を加える。

3 第十一条の二から第十一条まで、第十四条（初任給調整手当、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分に限る。）及び第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）の規定は、第一号任期付研究員には適用しない。

4 第十二条の二から第十二条まで、第十四条（初任給調整手当及び住居手当に係る部分に限る。）及び第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）の規定は、第一号任期付研究員には適用しない。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中防衛庁設置法第二十八条の三に一項を加える改正規定、第二条中自衛隊法第三十六条の次に三条を加える改正規定並びに同法第四十四条の三及び第一百条の二の改正規定並びに第三条、次項及び附則第三項の規定

公布の日

二 第二条中自衛隊法第二十四条第一項、第二十六条及び第二十七条の三の改正規定並びに同法第二十八条の改正規定（「地方総監」を「自衛隊司令官、地方総監」に改める部分に限る。）平成十一年十一月三十日までの間ににおいて政令で定める日、

（研究交流促進法の一部改正）
2 （次号において「任期付研究員俸給表」という。）を加え、同項第二号中「定める者」の下に「（次号において「任期付研究員俸給表」の下に）」を加え、

（次号において「任期付研究員俸給表」という。）を加え、同項第二号中「定める者」の下に

「並びに防衛庁の職員の給与等に関する法律第四条第三項の規定に基づき任期付研究員俸給表に定める額の俸給が支給される職員」を加える。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十一条の二第一項第一号の規定）を加える。

理由

防衛庁の任務の円滑な遂行を図るため、統合幕僚会議の所掌事務を改め、陸上自衛隊の部隊として旅団を置き、及び海上自衛隊の機関として補給本部を置くことができるようとし、並びに任期付研究員制度を導入することも外国人の教育訓練の受託に関する制度を充実させ、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、防衛庁の任務の円滑な遂行を図るために、統合幕僚会議の所掌事務を改め、陸上自衛隊の部隊として旅団を置き、及び海上自衛隊の機関として補給本部を置くこと、並びに任期付研究員制度を導入することとともに、外國人の教育訓練の受託に関する制度を充実させ、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

一 出動時以外の大規模災害派遣等において編成された二以上の自衛隊の部隊から成る特別の部隊の指揮命令を統合幕僚会議が長官を補佐する場合にはその運用に係る長官の指揮は議長を通じて行うこと等とすること。
二 陸上自衛隊の部隊として旅団の編成等を定めること。
三 本案施行に要する経費として、平成十年度一般会計予算に約五億千八百万円が計上されている。
四 技術研究本部等へ新たに任期付研究員を受け入れることとし、その任期、任用手続等を定めること。
五 即応予備自衛官の員数を二千六人増員して、二千三百七十九人に改めること。
六 開発途上にある地域の政府から教育訓練の委託を受けた場合において当該外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金を支給することができる」と等とする」と。
七 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する。

平成十年四月一日

衆議院議長 安全保障委員長 塩田 晋

公木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
平成十年一月二十日
内閣総理大臣 橋本龍太郎
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律
一部を改正する法律
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

十一 公園
第六条第一項第一号中「六十万円」を「百二十万

一人削減し、航空自衛隊の自衛官の定数を二十九人、統合幕僚会議に所属する自衛官を三十四人それぞれ増員して、自衛官の定数を、総計二十六万七千二百八十人に改めること。

二 出動時以外の大規模災害派遣等においても自衛隊の統合運用が必要な場合に統合幕僚会議が長官の補佐を行得るようにする」と。

三 統合幕僚会議に附置する機関における外国人の教育訓練の受託について定めること。

四 施行期日
この法律は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

五 附則
ただし、任期付研究員制度の導入、外国人の教育訓練の受託に関する制度の充実に係る規定は平成十年十一月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行すること。

六 附則
本案は、現下の諸情勢に対処し、防衛庁の任務の円滑な遂行を図るために措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

七 附則
本案施行に要する経費として、平成十年度一般会計予算に約五億千八百万円が計上されている。

八 附則
右報告する。

田」に、「三十万円」を「六十万円」に改め、同条第二項中「五十メートル」を「百メートル」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 改正後の第二条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した災害の災害復旧事業について適用する。

第三条 施行日前に発生した災害の災害復旧事業に係る一箇所の工事の費用の最低額及びその工事の範囲については、改正後の第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「四十万円以上六十万円」を「八十万円以上一百一十万円」に、「十五万円以上三十万円」を「三十万円以上六十万円」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に発生した災害の災害復旧事業について、前条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(建設省設置法の一部改正)

第六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三十五号中「及び下水道」を「下水道及び公園」に改める。

理由

公共土木施設に関する災害復旧事業の充実及び当該事業に関する助成事務の合理化を図るために、

我が事業費の一部を負担する施設として公園を追加するとともに、災害復旧事業に係る採択限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年四月三日
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
建設委員長 遠藤乙彦

議案の目的及び要旨
本案は、公共土木施設に関する災害復旧事業の充実及び当該事業に関する助成事務の合理化を図るため、国庫負担の対象となる施設の追加等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国庫負担対象施設の追加
2 國が災害復旧事業費の一部を負担する公共土木施設に、公園を追加することとする。

3 採択限度額の引き上げ
4 一箇所の工事とみなす範囲の拡大

5 一箇所の工事とみなす範囲を、五十メートルから百メートルに拡大することとする。

6 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、公共土木施設に関する災害復旧事業の充実及び当該事業に関する助成事務の合理化を図るために、

決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十一年度一般会計予算中、河川等災害復旧事業費及び都市災害復旧事業費の合計額三百三十億三千五百円に計上されている。

官 報 (号 外)

平成十年四月二日 衆議院会議録第二十五号

明治三十五年三月三十一日

(第八号の発送は都合により後日となるた
め、第二十五号を先に発送しました。)

発行所

二東京
番号一〇五
大四都五
五区虎ノ門
八四四五
省印局
自印刷

電話

03
(3587)
4294

定価

本号一部
(本体
送
料
別) 100円